

職 発 0910 第 5 号
平成 22 年 9 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施について

今日の経済社会環境の変化を背景に、経済的な問題、社会的な関係をめぐる問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など多領域にわたる要因が複雑に絡んで、さらに問題を複雑、深刻化させる悪循環を引き起こし、生活上の困難に直面する者が増加している。これらの中には、本人自身が自分の抱える問題を正確に認識できなかつたり、対象や制度別に構築された支援体制では、複雑に絡み合った問題の全体的な構造を把握し受け止めることが難しい者がある。

緊急雇用対策本部の下に設置されたセーフティ・ネットワーク実現チームが、第 2 回会合（平成 22 年 5 月 24 日）においてとりまとめた「セーフティ・ネットワークの実現に向けて」の中では、これらの者に対して、パーソナル・サポーターが、個別のかつ継続的に相談・カウンセリングを行い、問題を把握し、必要なサービスのコーディネートや開拓、自立に向けてのフォローアップを行う、「パーソナル・サポート・サービス」の導入が必要である旨が指摘されるとともに、現場レベルでの取組みを踏まえた実際的な議論に資するため、モデルプロジェクトを本年秋から開始することを目指すものとされたところである。

さらに、同チームの第 3 回会合（平成 22 年 7 月 20 日）においては、モデルプロジェクトの第 1 次実施分を、北海道釧路市、神奈川県横浜市、京都府、福岡県福岡市、沖縄県の 5 か所において実施することが適当であるものとされたところである。

一方、パーソナル・サポート・サービスの考え方については、セーフティ・ネットワーク実現チームの下に開催された「パーソナル・サポート・サービス検討委

員会」において検討がなされ、その内容が「「パーソナル・サポート・サービス」について ～モデルプロジェクト開始前段階における考え方の整理～（平成22年8月31日）」としてとりまとめられたところである。

これらのことを踏まえ、今般、都道府県が緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づいて造成した基金を活用してモデルプロジェクトを実施するための要領として、「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領」を別添1のとおり定めたので、モデルプロジェクトの第1次実施分に該当する5道府県においては、本要領及び「緊急雇用創出事業実施要領」（平成21年1月30日付け職発第0130008号）第9-2に基づき、モデルプロジェクトを的確に実施するようお願いする。

また、今後、セーフティ・ネットワーク実現チームによって第2次実施分が選定された場合にあっても、該当都道府県においては、同様にこれらの要領に基づいてモデルプロジェクトを的確に実施するようお願いする。

パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領

1 目的

日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を希望しながら、その実現を阻害する様々な問題を抱える者に対して、当事者の支援ニーズに合わせて、制度横断的かつ継続的に支援策の調整、調達、開拓等のコーディネートを行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けた課題を検討するため、同サービスの対象となりうる者のうち、特に、生活及び就労に関する問題の解決を図り就労して安定的な自立生活を営むことを希望する者を対象にモデル的な取組みを行う、「パーソナル・サポート・モデル・プロジェクト事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

2 事業の概要

ア 本事業は、都道府県が緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づいて都道府県に造成された基金によって行う「パーソナル・サポート・モデル推進事業」（以下「モデル事業」という。）と、これと密接な連携を図ることによって公共職業安定所が行う職業相談・職業紹介等業務から構成される。

イ モデル事業は、別に定める「緊急雇用創出事業実施要領」（以下「雇用創出事業要領」という。）第9-2に基づくものであるが、その実施に当たっては、雇用創出事業要領第9の生活・就労相談支援事業に係る規定及び別に定める「総合的就業・生活支援事業実施要領」の規定を準用するほか、ウ及びエ並びに下記3以下によるものとする。

ウ モデル事業を行う都道府県は、雇用創出事業要領第9の3の準用により、自ら実施することに代えて、モデル事業を政令指定都市又は中核市等に実施させることができる。

エ モデル事業を実施する都道府県又は上記ウに係る政令指定都市又は中核市等（以下これらを「都道府県等」という。）は、雇用創出事業要領第9の2の準用により、同事業の一部又は全部を、NPO法人等に委託することができる。

3 事業の内容

本事業は、モデル事業を実施する都道府県等又はその委託を受けたNPO法人等（以下これらを「実施団体」という。）が設置する求職者総合支援センターに、パーソナル・サポート・サービスの担い手となるパーソナル・サポーターを配置して、以下の業務を行うとともに、下記7により公共職業安定所の職業相談・職業紹介等業務との密接な連携を図ることによって実施する。

(1) 支援対象者の生活及び就労に関する相談

支援対象者と定期的に面談を行い、生活及び就労に関する問題点を把握し、その解

決に向けた相談を行う。

(2) 各種支援制度の利用に関する連絡・調整等

(1)で把握した問題点を踏まえ、必要な支援をコーディネートし、各種の支援を実施する以下の関係機関との連絡・調整等を行う。

ア 公共職業安定所（求職者総合支援センターに国が設置する職業紹介窓口（以下「職業紹介窓口」という。）を含む。）（職業相談・職業紹介、職業訓練の受講斡旋、訓練・生活支援給付、訓練・生活支援資金融資 等）

イ 地方公共団体（住宅手当緊急特別措置事業、公営住宅 等）

ウ 社会福祉協議会（生活福祉資金貸付事業（総合支援資金貸付）、臨時特例つなぎ資金貸付事業）

エ 法テラス、弁護士会（弁護士）、司法書士会（認定司法書士）（多重債務問題に係る相談等）

オ 保健所、精神保健福祉センター（精神保健相談等）

カ 福祉事務所、児童相談所、女性相談所（生活保護等）

キ ホームレス自立支援センター、シェルター

ク ジョブカフェ、若者サポートステーション

ケ その他支援対象者が就労して安定的に自立生活を営むことの実現につながる措置・サービスを提供できる NPO 法人、社会福祉法人、企業、公益法人、行政機関等

(3) その他支援対象者が就労して安定的に自立生活を営むことの実現につながる (1) (2)に付帯する相談支援（生活福祉サービスの直接的な現物給付や金品等の支給は含まれない）

4 事業の実施方法

本事業は、セーフティ・ネットワーク実現チームの下に開催されるパーソナル・サポート・サービス検討委員会においてとりまとめられた「「パーソナル・サポート・サービス」について ～モデル・プロジェクト開始前段階における考え方の整理～（平成22年8月31日）」（以下「考え方の整理」という。）に示された概念整理や制度設計上の論点についての考え方に沿って、実施地域の実情を踏まえて実施するものとする。

(1) 支援対象者

モデル事業におけるパーソナル・サポート・サービスによる支援は次の要件のいずれにも該当する者に対して行う。

ア 就労して安定的な自立生活を営むことを望みながら、失業状態にあるか不安定就労に従事している者

イ 住居喪失、生活困窮、多重債務、心の健康問題、DV 被害、日常生活・社会生活・職業生活への不適応などの問題を抱えており、就労を実現するためにそれらの問題の解決を必要としていると考えられる者

ウ イの問題を解決するための措置・サービスを適切に選択し利用することが、本人のみの力では困難であり、当事者の支援ニーズに合わせた制度横断的かつ継続的な支援を必要と考えられる者

なお、イに示すような生活及び就労に関する問題を抱えているため、すぐに具体的な求職活動を行うことはできないが、当該問題の解決を通じていずれ就労自立を果たすことを目指す者が、支援の枠組みから排除されないよう留意する。

(2) 支援の方法等

ア モデル事業においては、支援対象者が、最終的に就労をして安定的な自立生活を営めるようになることを目指して、これを実現するための阻害要因となっている生活及び就労に関する問題の解決を図るための支援を行うとともに、公共職業安定所との連携を図るなどによる就労支援を行う。

イ パーソナル・サポーターが支援対象者に対して支援を行うに当たっては、支援対象者との信頼関係を構築した上で、支援対象者との認識や目標の共有を図りつつ、支援対象者の状況や変化に応じて、制度横断的かつ継続的に支援を行う。

ウ 各種支援制度の利用についての関係機関との連絡・調整に当たっては、必要に応じパーソナル・サポーターが支援対象者とともに当該機関へ出向いて利用に必要な手続に関する援助を行う。また、当該制度の利用の可否等の結果について確認し、必要に応じて他の支援制度の利用の検討も含めた相談支援を行う。

さらに、既存制度の利用についての調整だけでなく、支援対象者が有する支援ニーズに対応して、地域の様々な社会資源に働きかけ、制度化されていない支援の開拓、調整を含めた相談支援の実施に配慮する。

(3) 支援期間・支援計画と支援記録の整備

ア 各支援対象者に対する支援の実施にあたっては、支援開始時に、支援対象者とパーソナル・サポーターとの相談の上、支援対象者ごとに、最終目標、それを実現するための支援期間、支援期間中の各段階における中間目標、目標の達成に向けた支援対象者自身の活動及び支援内容等についての支援計画を策定するものとする。その際には、支援対象者の抱える問題や状況に応じて、日常生活自立や社会生活自立を含めた現実的かつ段階的な目標設定を行うよう留意する。

イ 支援計画に基づき実施された支援の内容や支援対象者の変化、目標の達成度合いについて、支援期間中の各段階ごとに評価を行うとともに、支援計画の内容については、状況の変化に応じて随時見直しを行うものとする。

生活及び就労に関する問題を解決し安定した就労と自立生活を実現したことにより、その後の支援が不要であるとパーソナル・サポーター及び支援対象者が合意した場合には支援を終了する。また、パーソナル・サポーターの支援を受け安定した就労と自立生活の実現に向け努力したにもかかわらず、当該支援期間の終期において未だ実現できない場合には、当初設定した支援期間を延長することも可能とする。

なお、緊急雇用創出事業の終了と同時に本事業も終了するため、本事業による支援も終了することとなる。

ウ パーソナル・サポーターは、支援対象者ごとに支援台帳を作成し、支援対象者の状況、相談・支援の内容、支援による支援対象者の状況の変化、目標の達成度合いについて記録しておくものとする。

(4) 求職活動に関する相談・支援

パーソナル・サポーターは、支援対象者の状況に応じ、求職活動に関して必要な以下の支援を行う。

ア 支援対象者を職業紹介窓口へ誘導し、当該窓口の職業相談員等に対する支援対象者の状況の説明等、円滑な職業相談のための支援を行うこと。

イ 求職者総合支援センターを始めとする公共職業安定所の取扱求人のほか、求人情報誌その他各種媒体に掲載された求人、民間職業紹介事業者が取り扱う求人も含め、様々な求人に関する情報の収集、支援対象者が応募すべき求人の選択に関する相談・助言を行うこと。

ウ 支援対象者の希望と能力に合致する職務が存在すると考えられる企業に関する情報を収集し、職業紹介窓口へ情報提供すること。

エ 支援対象者の就職のために職業訓練の受講が必要と考えられる場合には、職業訓練（公共職業訓練のほか、緊急人材育成・就職支援基金事業による職業訓練を含む）の受講について公共職業安定所等との連絡・調整を行うこと。

オ 実施団体が有料・無料の職業紹介事業の許可・届出事業者であり、かつパーソナル・サポーターが当該実施団体に雇用される職業紹介担当者である場合は、パーソナル・サポーター自身が支援対象者に対して職業紹介を行うことができる。その場合、その職業紹介業務は、当該実施団体の行う他の職業紹介事業と区分して管理するものとする。

カ 上記2(3)の業務として、支援対象者の就職や就業に向けたステップとしての社会的な活動への参加のために必要な知識及び技能を身につけるための、講習又は職場体験実習を実施することができる。

キ 支援対象者の就職後、職場定着に関し問題を有する場合には、その解決のため、支援対象者及び事業主に対する相談・助言を行う。

(5) 関係機関との連携方法に関する事前調整

ア 実施団体（上記2エによりモデル事業をNPO法人等に委託する場合は、都道府県等と当該NPO法人等）は、生活福祉・就労支援協議会の場を活用するなどにより、あらかじめ、本事業を実施する上で連携の必要となる関係機関との間で、支援の内容の協議や情報共有のための打合わせ、事例研究などの実施ができるよう、具体的な連携方法を調整しておくものとする。

イ 支援対象者の個人情報については、支援の効果を高めるために関係機関の間で情

報共有することが必要であると判断された場合にこれが円滑にできるよう、あらかじめ、関係機関相互でルールを定めておくとともに、そのルールによって情報交換を行うことについて支援対象者本人から支援開始時点等において了解を得ておくものとする。

5 求職者総合支援センターの設置

パーソナル・サポーターの配置先である求職者総合支援センターは、既に近隣地域に設置されている場合は、それを活用することを原則とするが、本事業の特性に鑑み、利用者の利便性、事業運営の効率性・管理上の問題などから、モデル事業を実施する都道府県等がこれを別に設置することが必要であると判断する場合は、別に設置することとしても差し支えない。

6 パーソナル・サポーターの配置

ア パーソナル・サポーターは、生活及び就労の支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を有する者を配置するものとする。

配置に当たっては、支援対象者が身近な地域で分野横断的な支援が受けられるよう、関係機関が連携して支援に当たる体制を構築できるように配慮するものとする。

イ 実施団体は、個々のパーソナル・サポーターとの間の労働関係（雇用関係、請負関係等）を、関係法令を遵守しつつ明確にする。

ウ 実施団体は、モデル事業の実施及びその実施に要する会計の執行に当たり、モデル事業とモデル事業に該当しない事業の区分、及びパーソナル・サポーターとしての業務とそれに該当しない業務の区分を明確にする。

7 パーソナル・サポーターと職業紹介窓口及び公共職業安定所との連携

(1) 公共職業安定所は、本事業を実施する求職者総合支援センターの職業紹介窓口に、公共職業安定所の職員、「総合的就業・生活支援事業実施要領」第4の4の準用によって配置される職業相談員（緊急雇用創出事業担当）又は次による就職支援ナビゲーター（パーソナル・サポート担当）を、常時、定期的に又は随時、出張相談させることにより、支援対象者に対する職業相談・職業紹介サービス等を行うことができる。

ア 就職支援ナビゲーターは、キャリア・コンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介及び各種支援制度に関する知識・経験のある者について、都道府県労働局長が委嘱し、謝金及び活動費を支払うものとする。

イ 就職支援ナビゲーターは、公共職業安定所の職員の指導の下に、支援対象者に対する職業相談・職業紹介、公共職業安定所の行う各種求職者支援についての周知及びその利用に関する相談・援助、公共職業安定所との連絡・調整など必要な業務を

行う。

(2) 職員又は就職支援ナビゲーターは、支援対象者に対する職業相談・職業紹介サービス等を、職業紹介窓口において実施する他、公共職業安定所内において、予約制・担当者制によって実施することができる。

(3) 職員、職業相談員又は就職支援ナビゲーターが支援対象者に対して職業相談・職業紹介サービス等を行うに当たっては、パーソナル・サポーターを含めた三者で行うことが望ましい。

また、職業紹介窓口又は公共職業安定所内における職業相談・職業紹介サービス等の実施頻度については、実施団体と公共職業安定所の間で協議し、支援対象者のニーズに適合したものとなるよう調整する。

(4) パーソナル・サポーターと職員又は就職支援ナビゲーターは、ケース会議の開催その他の方法により、支援対象者に関する情報を共有し、連携して支援対象者の就職に向けた支援を行うものとする。

(5) 公共職業安定所の取り扱う各種支援制度の利用について、パーソナル・サポーターから連絡を受けた公共職業安定所は、各制度の利用に係る要件に従い、支援対象者の就職に向けて有効に活用できるよう、迅速な対応を図るものとする。

8 モデル事業への基金の使用

(1) モデル事業を実施する都道府県は、「総合的就業・生活支援事業実施要領」第3の2の準用により、モデル事業の実施のために、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を使用できるものとする。

(2) モデル事業を実施する都道府県は、雇用創出事業要領に基づいて実施する事業の経理について、モデル事業に係る部分とそれ以外の部分の経理を明確に区分し、モデル事業に係る会計帳簿を備えて、モデル事業に係る収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにすることとする。

9 実施する地方公共団体の指定

モデル事業を実施する都道府県（上記2ウにより当該都道府県が事業を政令指定都市又は中核市等に実施させることが予定されている場合は当該地方公共団体を含む。以下同様。）は、次の(1)、(2)によって指定する。ただし、第1次分の実施箇所は、緊急雇用対策本部の第3回セーフティネットワーク実現チーム会合（平成22年7月20日）の結果を踏まえて、北海道（釧路市）、神奈川県（横浜市）、京都府、福岡県（福岡市）、沖縄県の5か所とする。

(1) パーソナル・サポート・サービス検討委員会が示す「考え方の整理」に基づき、モデル事業を実施しようとする都道府県が、事業計画案を作成し、同検討委員会の意見も

踏まえて、セーフティ・ネットワーク実現チームにおいて、モデル事業の目的の達成のために効果的と認められるものを選定する。

- (2) 厚生労働省職業安定局長は、セーフティ・ネットワーク実現チームの選定結果に基づき、モデル事業を実施する都道府県を指定する。